

社会福祉課からのお知らせ

「第2期米原市障がい者計画(案)」および
「第3期米原市障がい福祉計画(案)」に対する

市民意見

(パブリックコメント)を募集

計画策定の背景・趣旨

平成23年度末に「第1期障がい者計画」および「第2期障がい福祉計画」が、目標年度を迎えて終了することから、これらの計画を同時に見直します。

障がいのある人の現状やニーズの把握、サービスの現状や事業者の状況を把握しながら、「第2期障がい者計画」および「第3期障がい福祉計画」を策定し、今後の障がい福祉サービスに関する施策の柱としていきます。

「障がい者計画」とは

障害者基本法に基づいた計画で、障がいのある人に関する施策を総合的に定める基本的な計画です。

第2期計画の期間は、平成24年度から平成29年度の6年間です。

「障がい福祉計画」とは

障害者自立支援法に基づく計画で、サービス等の見込み量や確保策を具体的に定める計画です。障がい者計画の生活支援や就労支援分野の実施計画ともいえます。

第3期計画の期間は、平成24年度から平成26年度の3年間です。

計画の理念

障がいのある人もない人も、地域で助け合いながら共に暮らせるまち米原の目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とし、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目標とします。

計画の重点的な取り組み

・多様な障がいの特性に応じた働く場、日中活動の場の確保

・重度障がい者への支援の充実
・知的・精神障がい者への地域移行促進のための資源の整備
・障がい者に適した支援情報のファイル化による、生涯を通じ一貫した相談支援の充実

閲覧方法と市民意見の提出方法

意見の募集期間

1月20日(金)～2月20日(月)

案の閲覧場所

市役所各庁舎・行政サービスセンター・市立図書館の市政情報プラザ、市公式ウェブサイト

意見の提出方法

閲覧場所で直接提出、または郵送・ファックス・Eメールで左記まで



お問い合わせ・意見の提出

健康福祉部社会福祉課(山東庁舎)
〒521-0202 米原市長岡12006
☎551-8102 図551-8130
✉syakafukushi@city.maibara.lg.jp

市民安全課からのお知らせ

「暴力団排除条例」を制定しました

平成24年1月1日施行

基本理念

- 暴力団を利用しない
- 暴力団に協力しない
- 暴力団と交際しない

暴力団は、薬物密売による資金調達や暴力による民事介入に加え、企業活動をよそおった資金獲得活動などを活発化させています。

こうした活動に対し、警察の取り締まりに加えて、市民・事業者・行政が連携して、社会全体で暴力団を孤立させていくことが重要です。

平穏な市民生活と社会経済の健全な発展のためにも、協力し合って暴力団を排除していきましょう。

暴力団だつて困ったときは…

滋賀県暴力団追放推進センター
☎077-5255-8930
米原警察署
☎52-0110

お問い合わせ

市民部 市民安全課(近江庁舎)
☎52-6630 図52-6630